

# 令和3年度第1回沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会

日 時：令和3年8月10日(火) 10:00～12:00

場 所：県庁2階 労働委員会会議室

## 会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 保健医療部長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 議事
  - (1) 委員会の運営について(委員長選任、委員長代理の指名)
  - (2) 沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会運営要綱(案)について
  - (3) 公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標(案)について
- 6 閉会

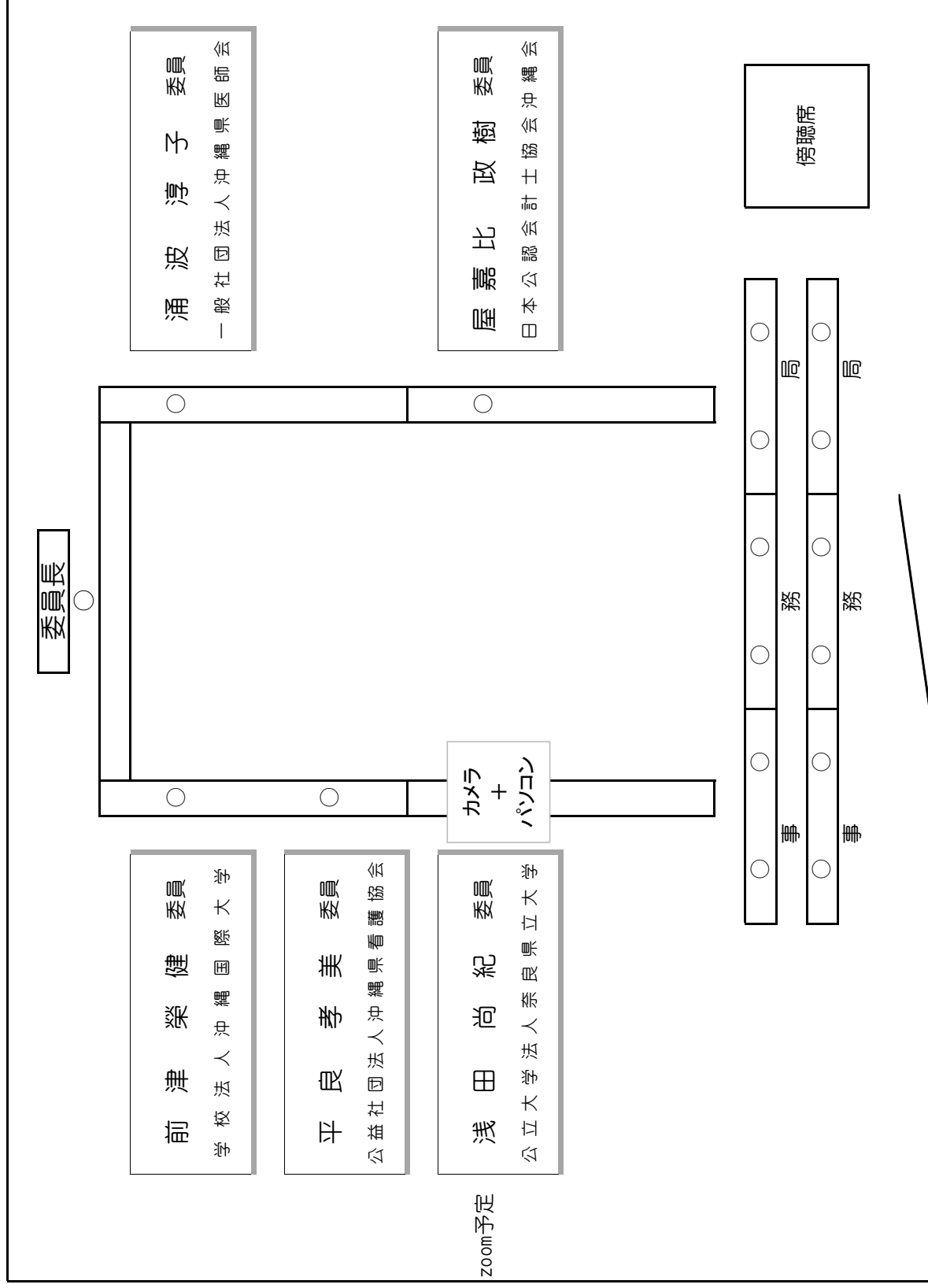
## 配付資料

- ① 会議次第
- ② 座席表
- ③ 沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会名簿
- ④ 資料1 沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会運営要綱(案)等
- ⑤ 資料2 中期目標の概要
- ⑥ 資料3 公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標(案)
- ⑦ 参考資料1 沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会の概要
- ⑧ 参考資料2 沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会条例
- ⑨ 参考資料3 公立大学法人沖縄県立看護大学定款
- ⑩ 参考資料4 沖縄県立看護大学 大学案内2021

# 令和3年度第1回沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会 座席表

日時： 令和3年8月10日(火) 10:00~12:00

場所： 県庁2階 労働委員会会議室



## 沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会委員名簿

No.	氏 名	ふりがな	代表区分	所属団体名等	役職名
1	前津 榮健	まえつ えいけん	大 学 運 営	学校法人沖縄国際大学	理事長兼学長
2	浅田 尚紀	あさだ なおき	大 学 運 営	公立大学法人奈良県立大学	副理事長兼学長
3	平良 孝美	たいら たかみ	教 育 研 究	公益社団法人沖縄県看護協会	会 長
4	涌波 淳子	わくなみ あつこ	教 育 研 究	一般社団法人沖縄県医師会	理 事
5	屋嘉比 政樹	やかび せいき	財 務 会 計	日本公認会計士協会沖縄会	会 員

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会運営要綱（案）

令和 3 年 8 月 日

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会決定

（趣旨）

**第 1 条** この要綱は、沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和 2 年沖縄県条例第 22 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、議事の手続その他沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

**第 2 条** 委員長は、条例第 6 条第 1 項に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 委員長は、会議の議長として議事を整理する。

（会議の公開等）

**第 3 条** 会議は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議の傍聴を希望する者に対し、沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）を示すものとする。

3 委員長は、傍聴人が、傍聴要領に定める事項に違反する行為をしたときその他委員長の指示に従わないときは、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（会議結果の公開等）

**第 4 条** 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。

- (1) 会議の議題
- (2) 会議の日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 議事の要旨

2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、委員長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会傍聴要領（案）

令和 3 年 8 月 日

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会決定

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 1 時間前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 会議の傍聴定員は若干名です。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、委員長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 中期目標の概要

### 1. 制度の概要

- ・ 中期目標とは、法人が6年間において達成すべき業務運営に関する目標であり、設立団体の長が定め、法人に指示するとともに、公表しなければならない。変更したときも同様。
- ・ 中期目標を定め、これを変更しようとするときは、法人の意見に配慮し、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### 2. 中期目標の法定記載事項（地方独立行政法人法第25条・78条）

- 1 中期目標の期間（6年間）
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 4 財務内容の改善に関する事項
- 5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 6 その他業務運営に関する重要事項

#### 〈地方独立行政法人法〉

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価

委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあるのは「6年間」と、同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 公立大学法人に関する第26条第3項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第78条第2項に定める事項」とする。

第78条の2 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第28条から第30条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一 次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第1項の評価は、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。



## 3. 公立大学法人沖縄県立看護大学 中期目標項目案

<p>前文</p> <p>第1 基本目標</p> <p>第2 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p>	<p>【法定記載事項】</p> <p>1 中期目標の期間（6年間）</p>
<p>第3 中期目標の期間において達成すべき目標</p> <p>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 教育に関する目標</p> <p>ア 質の高い人材の育成</p> <p>イ 教育の充実</p> <p>ウ 学生の確保</p> <p>エ 教育の実施体制等の強化</p> <p>オ 学生の支援体制の拡充</p> <p>(2) 研究に関する目標</p> <p>ア 研究内容及び研究の推進等</p> <p>イ 研究実施体制等の整備</p> <p>(3) 地域貢献等に関する目標</p> <p>ア 地域貢献等の拡充</p> <p>イ 国際交流の推進</p> <p>ウ 沖縄県との連携</p>	<p>【法定記載事項】</p> <p>2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>
<p>2 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>(1) 法人運営の改善に関する目標</p> <p>ア 大学運営の効果的な実施</p> <p>イ 業務等の見直し</p>	<p>【法定記載事項】</p> <p>3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>ウ 多様な観点による大学運営の実施</li> <li>(2) 人材確保及び育成に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 教職員の確保及び育成</li> <li>イ 研修の実施</li> <li>ウ 人事制度の構築</li> </ul> </li> <li>(3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標</li> <li>3 財務内容の改善に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標</li> <li>(2) 経費の執行に関する目標</li> <li>(3) 資産の管理及び活用に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 資産の管理及び活用</li> <li>イ 施設の管理</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4 自己点検、評価及び情報管理に関する目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自己点検及び評価の実施に関する目標</li> <li>(2) 情報公開の推進等に関する目標</li> </ul> </li> <li>5 その他業務運営に関する重要目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 大学の安全衛生管理に関する目標</li> <li>(2) 施設設備の整備及び活用等に関する目標</li> <li>(3) 人権の尊重に関する目標</li> <li>(4) 法令遵守に関する目標</li> </ul> </li> </ul>	<p>【法定記載事項】</p> <li>4 財務内容の改善に関する事項</li> <p>【法定記載事項】</p> <li>5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項</li> <p>【法定記載事項】</p> <li>6 その他業務運営に関する重要事項</li>
--	--

## 公立大学法人沖縄県立看護大学中期目標（案）

沖縄県立看護大学（以下「大学」という。）は、平成11年に開学して以降、医療資源の少ない離島、へき地等を含めた活動の場において、必要な看護を自ら考え県民の期待に応える質の高い看護職者の育成を図ってきたところである。

近年、急速な少子高齢化が進む中、がん、循環器疾患等の生活習慣病の増加、疾病構造の変化、新興感染症の対応、医療技術の進歩等、保健医療を取り巻く環境は大きく変化し、看護職者の活動は様々な地域や分野に広がっている。

このような状況の中、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」という。）においては、国際連合で採択され沖縄県も推進する持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、その理念である「誰一人取り残さない」持続可能な共生社会の実現を目指し、沖縄県の持続的発展の原動力としての役割を果たしていく必要がある。

沖縄県は、法人が公立大学法人沖縄県立看護大学定款で定める設置目的を達成できるよう、次のとおり中期目標を定める。

## 第1 基本目標

法人は、沖縄の地理、歴史及び文化、看護を取り巻く状況、社会的要請等を踏まえ、保健、医療及び福祉の分野において質の高い看護職者の育成を図り、看護の教育、研究及び実践の中核的機関として看護実践及び学術的発展に寄与し、人々の健康と福祉への貢献を目指す。

## 第2 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

## 1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

## 2 教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、次のとおり学部、研究科及び別科を置く。

学部	看護学部
研究科	保健看護学研究科
別科	助産専攻

## 第3 中期目標の期間において達成すべき目標

## 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

## (1) 教育に関する目標

生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を養い、多様化かつ国際化の進む社会で幅広い視野をもち、看護を科学的に実践できる看護職者を育成する。

## ア 質の高い人材の育成

(ア) 学部では、広い視野を持ち、多様な対象及び地域で柔軟に対応しながら保健看護の役割を包括的に担える看護人材を育成する。

(イ) 研究科では、社会の要請に対応できる指導的役割を担う看護職者を育成するとともに、高度な看護の実践者、看護管理者、看護教育者及び研究活動によって新しい看護学の知識の創出に貢献する研究者等を養成する。

(ウ) 別科では、沖縄県における母子保健医療分野の課題解決に広い視野から主体的に取り組む、多職種との連携及び協働を図り、専門職として沖縄県の母子保健医療の質の向上に貢献できる助産師を育成する。

## イ 教育の充実

教育内容は、大学の教育目標、学位授与方針、教育課程編成及び実施方針に沿った内容とする。また、ICT活用、その他の多様な教育方法の成果を見極めながら、学生の主体的な参加を促進する。

## ウ 学生の確保

大学の教育の特徴及び学生受入方針を受験生等に積極的に情報発信し、受入方針に沿った入学生を安定的に確保する。

## エ 教育の実施体制等の強化

(ア) 看護教育の高度化に伴う多様な人材育成に対応できる柔軟な教員組織の構築を進めるとともに、そのために必要な人材の確保と育成に取り組む。

また、教員の教育力を高めるための、計画的・組織的な取り組みを行う。

(イ) 大学の教育としての質の保証の必要性及び保健医療福祉分野の研究の進展、並びに時代の変化及び社会の要請等を踏まえ、学生の学習意欲や教育効果を高めるため、教育の実施体制の充実を図るとともに必要に応じて見直しを行う。

## オ 学生の支援体制の拡充

学修、課外活動、健康管理、経済的問題、就職活動を一元的に支援する活動拠点の整備等、学生が学修に専念し、安定した学生生活を過ごせるよう、学生支援体制を拡充する。

## (2) 研究に関する目標

## ア 研究内容及び研究の推進等

- (ア) 地域に根ざした保健看護の研究拠点として、実践の中から研究課題を見出し、研究成果を実践で検証し、及び教育に反映させるという循環を意識した研究を行い、保健、医療及び福祉の向上と学術の発展に寄与する。
- (イ) 各教員の専門分野に関する研究の他、沖縄県の地域特性を活用した島嶼保健看護に関する研究に領域を超えて積極的に取り組む。
- (ウ) 研究の推進にあたっては外部研究資金の獲得及び産学官との連携による研究基盤の充実を図るとともに、大学及び教員個々の研究活動及び研究成果を可視化し研究活動を活性化する。

## イ 研究実施体制等の整備

- (ア) 研究活動を活性化するため、大学として重点的に取り組む研究課題に対して、研究資源を適切に配分することにより研究実施体制を整え、研究時間を確保する等研究環境を整備する。
- (イ) 研究活動及び学習活動を支える図書館の研究支援機能及び情報システム管理機能を拡充し、研究及び学習支援の拠点を整備する。

## (3) 地域貢献等に関する目標

## ア 地域貢献等の拡充

大学の資源と地域のニーズをつなげた活動により、沖縄県が抱える課題解決に向けた事業及び地域の看護職者との共同研究などの社会貢献活動を行うとともに、特に島嶼地域に関しては、看護職者の人材育成及び人材確保が有機的に連携し、好循環をつくるよう取り組む拠点を整備する。

## イ 国際交流の推進

沖縄の地理的、歴史的、文化的な背景を踏まえ、アジア太平洋地域との相互交流を通して、学生及び教職員の国際的視野を広げ、多様性の理解及び教育研究能力の向上を目指す。

## ウ 沖縄県との連携

沖縄県の保健医療分野での課題解決に協働して取り組むため、県との連携を密に行い心豊かで安全かつ安心して暮らせる社会の実現に寄与する。

## 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標

## (1) 法人運営の改善に関する目標

## ア 大学運営の効果的な実施

大学の教育研究活動を効果的に実施するため、理事長の責任と権限の下、効率的、効果的及び機動的な大学運営を行う。

### イ 業務等の見直し

業務内容、事務組織及び教育研究組織については、社会のニーズ及び時代的な背景を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### ウ 多様な観点による大学運営の実施

大学運営に当たっては、大学運営に関し優れた見識を有する者の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。

## (2) 人材確保及び育成に関する目標

### ア 教職員の確保及び育成

教育研究の質の向上及び円滑で自立的な法人運営を図るため、優秀な教職員を積極的に確保し、計画的に育成する。

### イ 研修の実施

中長期的な研修制度を整備し、人事交流による教職員の育成に努める。

### ウ 人事制度の構築

適正な人事管理体制及び公平かつ客観的な評価制度を構築することにより人事の適正化を図る。

## (3) 事務等の効率化及び合理化に関する目標

事務組織及び事務処理方法について定期的に見直しを行い、事務の効率化及び合理化を図るとともに法令に基づく監査に加え、法人独自の監査を行う等、適正かつ効率性及び透明性の高い業務運営を行う。

## 3 財務内容の改善に関する目標

### (1) 自己収入及び外部資金の確保に関する目標

安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金を確保するとともに、外部研究資金、産学官連携事業、受託事業等の外部資金の獲得に積極的に取り組む。

### (2) 経費の執行に関する目標

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、役員及び教職員がコスト意識を持ち、予算の効率的な執行、業務の簡素化及び合理化、契約方法の見直し等の業務改善を行うとともに、適正な人員配置等により、経費削減に努める。

### (3) 資産の管理及び活用に関する目標

#### ア 資産の管理及び活用

法人が保有する資産については、実態を常に把握し、及び分析し、適正に管理するとともに、安全かつ有効な活用を行う。

### イ 施設の管理

施設については、沖縄県立看護大学個別施設計画に基づき、適正に管理する。

## 4 自己点検、評価及び情報管理に関する目標

### (1) 自己点検及び評価の実施に関する目標

大学の教育研究活動及び法人経営について、中期目標、中期計画及び年度計画の進捗状況を把握し、大学機関別認証評価その他の第三者評価も活用した自己点検及び評価を行い、改善に取り組む。

### (2) 情報公開の推進等に関する目標

大学の特徴及び活動を着実に社会に届けるため、情報公開のための体制を整備し、法人及び大学に関する情報を積極的に発信するとともに、戦略的な広報活動を展開し、情報公開の状況を適宜評価し、及び必要に応じて改善を行う。

## 5 その他業務運営に関する重要目標

### (1) 大学の安全衛生管理に関する目標

安全衛生管理体制を構築することにより、学生及び教職員が安全に安心して教育研究に取り組むことができる環境及び教職員が安全に安心して働くことができる環境を確保するとともに、災害、事故、犯罪等に対して迅速かつ適切に対応するための体制を構築する。

### (2) 施設設備の整備及び活用等に関する目標

良好な教育研究環境を保持するため、大学施設の老朽化対策、計画的な維持管理等、中長期的な視点に立った施設マネジメントを実施するとともに、キャンパスの効率的な活用を検討する。

### (3) 人権の尊重に関する目標

全てのハラスメント行為その他の人権侵害行為を防止し、発生後の適切な対応を確保するため、体制の構築及び見直しを行い、人権尊重に対する役員、教職員及び学生の意識向上を図るとともに、合理的な配慮が必要な学生及び教職員等については、適切な対応を行う。

### (4) 法令遵守に関する目標

法令等に基づく教育研究活動及び法人運営を行い、役員、教職員及び学生に法令遵守を徹底させる。

沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会の概要について

1 概要

沖縄県公立大学沖縄県立看護大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、沖縄県の附属機関として、公立大学法人沖縄県立看護大学の業務実績について評価を行うとともに、法人の中期目標、中期計画等について知事に対し意見の提示を行う。

(1) 設置の根拠

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条第1項  
 沖縄県公立大学法人評価委員会条例（以下「条例」という。）

(2) 組織・運営

○委員	委員5人以内 経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他相当と認められる者のうちから、知事が委嘱 任期は2年（再任可）
○委員長	委員の互選により選任 会務を総理し、委員会を代表 代理をする委員を指名
○会議	委員長が招集し、委員長が議長となる [開催要件] 委員の過半数の出席が必要 [議決要件] 出席委員の過半数で議事を決する
○資料の提出等	議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明 その他必要な協力を求めることができる。

(3) 委員報酬

「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」に基づき、日額9,300円。  
 費用弁償の額は、旅費条例の規定の適用を受ける職員の旅費相当額。



2 主な業務

(1) 設立団体の長に意見を述べること（法第11条第2項第1号関係）

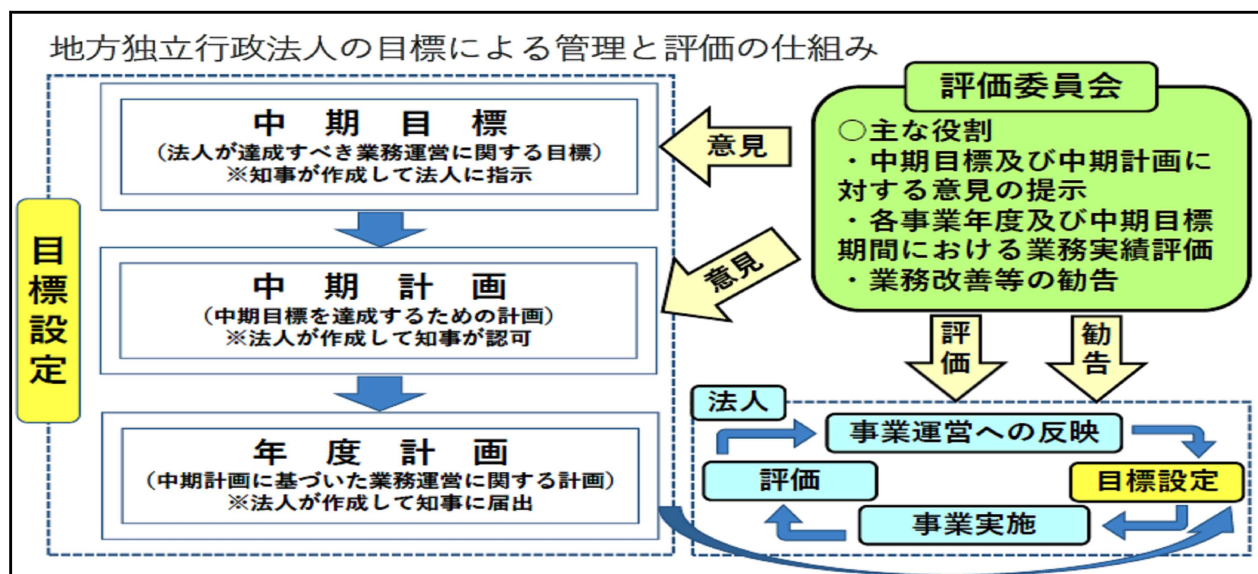
- ・ 設立団体の長が中期目標を定め、又は変更しようとするときの意見（法第25条第3項）
- ・ 出資等に係る不要財産の納付を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第42条の2第5項）
- ・ 条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することを設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第44条第2項）
- ・ 法人の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準に係る設立団体の長への意見の申出（法第56条第1項（法第49条第2項準用））
- ・ 公立大学法人が作成する中期計画を設立団体の長が認可しようとするときの意見（法第78条第4項）
- ・ 中期目標期間の終了時において、設立団体の長が法人の業務を継続させる必要性、組織及び業務の全般にわたる検討を行うに当たっての意見（法第79条の2第2項）

(2) 公立大学法人の業務の実績を評価すること（法第11条第2項第2号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価（法第78条の2第1項）
  - 中期目標期間における評価は、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる（法第79条）
- ・ 公立大学法人に対する評価結果の通知等に係る設立団体の長への報告及び公表（法第78条の2第5項）

(3) 公立大学法人に勧告すること（法第11条第2項第3号関係）

- ・ 公立大学法人の毎事業年度に係る業務の実績等についての評価を行い、必要がある場合に業務運営の改善その他の勧告を行う（法第78条の2第4項）



3 今後のスケジュール（案）

	年月	議会又は評価委員会等	審議事項等
法人化前	令和3年8月10日	第1回評価委員会	中期目標（案）
	8月中旬～9月初旬	パブリックコメント	中期目標（案）
	9月10日	第2回評価委員会	中期目標（案）、中期計画（案）
	11月～12月	11月議会（定例会）	中期目標議案の提案、議決
	12月下旬～令和4年1月	総務省及び文科省	法人設立認可申請 （総務省及び文科省省） 大学設置者変更認可申請 （文科省）
	令和4年3月下旬	第3回評価委員会	中期計画（案）、 役員報酬等基準（案）等
法人化後	令和4年4月	公立大学法人沖縄県立看護大学の設立	
	（毎年）7月頃	第1回評価委員会	年度計画（年間取組等）の報告
	（毎年）10月頃	第2回評価委員会	前年度業務実績についての評価 ※ R4のみ評価方法、基準（案）

## 沖縄県公立大学法人評価委員会条例

令和 2 年 3 月 31 日

条例第 22 号

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

**第 2 条** 委員会の名称、処理する事務及び庶務を処理する部は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

名称	処理する事務	庶務を処理する部
沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立看護大学に関する事務	保健医療部
沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立芸術大学に関する事務	文化観光スポーツ部

(組織等)

**第 3 条** 委員会は、それぞれ委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。

(委員の任期等)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第 5 条** 委員会に、それぞれ委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (資料の提出等の求め)

**第7条** 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (委員会の運営)

**第8条** この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正前の第1条に規定する沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「旧委員会」という。）は、改正後の第2条に規定する沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会（以下「新委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により旧委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により新委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

公立大学法人沖縄県立看護大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員及び職員（第8条—第14条）
- 第3章 理事会（第15条—第18条）
- 第4章 審議機関
  - 第1節 経営審議会（第19条—第22条）
  - 第2節 教育研究審議会（第23条—第26条）
- 第5章 業務の範囲及びその執行（第27条・第28条）
- 第6章 資本金等（第29条・第30条）
- 第7章 規程への委任（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この公立大学法人は、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成し、及び看護に関する高度な専門的知識や技術を修得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践することができる人材の育成を図るとともに、看護の教育、研究及び実践の中核機関として看護実践及び学術的発展に寄与し、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的とする。

（名称）

**第2条** この公立大学法人の名称は、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の名称及び所在地）

**第3条** 法人が設置及び管理を行う大学の名称は、沖縄県立看護大学（第19条第2項第3号、第23条第3項及び附則第2項を除き、以下「大学」という。）とする。

2 大学の所在地は、那覇市与儀1丁目24番1号とする。

（設立団体）

**第4条** 法人の設立団体は、沖縄県とする。

（事務所の所在地）

**第5条** 法人の事務所の所在地は、那覇市とする。

（法人の種別）

**第6条** 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

**第7条** 法人の公告は、沖縄県公報に登載する方法又はインターネットを利用する方法により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により、沖縄県公報に登載し、又はインターネットを利用することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

## 第2章 役員及び職員

(役員)

**第8条** 法人に、役員として理事長1人、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

2 法人には、副理事長を置かないものとする。

(役員の仕事及び権限)

**第9条** 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、沖縄県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、法人が次に掲げる書類を沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他沖縄県の規則で定める書類

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

**第10条** 理事長は、大学の学長（以下「学長」という。）となる。

2 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、知事が行う。

3 前項の申出は、第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各3人をもって構成する会議（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行うものとする。

(1) 第19条第1項に規定する経営審議会の委員（理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者

(2) 第23条第1項に規定する教育研究審議会の委員（学長を除く。）の中から当該教育研究審議会において選出された者

4 理事長選考会議の委員には、法人の役員（その最初の任命の際現に法人の役員又は職

員でなかった理事を除く。)又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、理事長選考会議を主宰する。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事の任命)

**第11条** 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(監事の任命)

**第12条** 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

**第13条** 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表承認日(法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認日をいう。)までとする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときは、当該理事は、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなして、第11条第2項の規定を適用する。

(職員の任命等)

**第14条** 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務、任命その他職員に関する事項は、法人の規程で定める。

### 第3章 理事会

(設置及び構成)

**第15条** 法人に理事長及び理事をもって組織する理事会を置く。

(招集)

**第16条** 理事会は、理事長が招集する。

2 2人以上の理事が会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

(議事)

**第17条** 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は理事会を主宰する。
- 3 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 4 理事会の議事は、出席した理事長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

**第18条** 理事長は、次の事項について決定しようとするときは、理事会の議を経なければならない。

- (1) 中期目標についての意見（法人が法第78条第3項の規定により知事に対し述べる意見をいう。第22条第1号及び第26条第1号において同じ。）及び年度計画（法第27条第1項に規定する年度計画をいう。第22条第2号及び第26条第2号において同じ。）に関する事項
- (2) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な法人の規程の制定及び改廃に関する事項
- (6) 職員の人事並びに評価の方針及び基準に関する事項
- (7) 組織及び運営並びに教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他理事会が定める重要事項

## 第4章 審議機関

### 第1節 経営審議会

(設置及び構成)

**第19条** 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、次に掲げる委員6人以内で構成する。
  - (1) 理事長
  - (2) 理事長が指名する理事又は法人の規程で定める職員
  - (3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者
- 3 前項第3号に掲げる委員は、2人とする。
- 4 経営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、役員である経営審議会の委員の任



期は当該役員としての任期の満了する時まで、職員である経営審議会の委員の任期は当該職員が第2項第2号に定める職から異動する時までとする。

5 経営審議会の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 経営審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

**第20条** 経営審議会は、理事長が招集する。

2 2人以上の経営審議会の委員が会議の目的である事項を示して経営審議会の招集を請求したときは、理事長は、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

**第21条** 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。

4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

**第22条** 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 中期計画（法第26条第1項に規定する中期計画をいう。第26条第2号において同じ。）及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関する事項

(4) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計に関する法人の規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項

(5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(7) その他法人の経営に関する重要事項

### 第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

**第23条** 大学に、大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員及び次項に規定する委員6人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 法人の規程で定める学部、研究科等の教育研究上の重要な組織の長
- (4) 学長が指名する法人の規程で定める職員

3 学長は、法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有するものを教育研究審議会の委員として任命することができる。

4 前項の規定により任命された委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育研究審議会の委員は、再任されることができる。

(招集)

**第24条** 教育研究審議会は、学長が招集する。

2 2人以上の教育研究審議会の委員が会議の目的である事項を示して教育研究審議会の招集を請求したときは、学長は、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

**第25条** 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、審議することができない。

4 教育研究審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

**第26条** 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの
- (3) 法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関する事項
- (4) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な法人の規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (10) その他大学の教育研究に関する重要事項

## 第5章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

**第27条** 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の設置及び管理を行うこと。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

**第28条** この定款に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項は、業務方法書で定める。

## 第6章 資本金等

(資本金)

**第29条** 法人の資本金は、その設立に際し、沖縄県が出資する額の合計額とする。

2 前項の規定により沖縄県が出資の目的として出資する別表第1に掲げる土地及び別表第2に掲げる建物の価額は、出資の日現在における時価を基準として沖縄県が評価した価額の合計額とする。

3 法人は、沖縄県の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

**第30条** 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、沖縄県に帰属する。

## 第7章 規程への委任

**第31条** この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(最初の学長となる理事長の任命及び任期に関する特例)

2 学長となる理事長の法人の成立後最初の任命については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから知事が行う。

3 前項の規定により学長となる理事長に任命された者の任期は、3年とする。

別表第1 (第29条関係)

資産の種別	所在地	地目	地積 (㎡)
土地	那覇市与儀1丁目196番	宅地	15,850.26

別表第2 (第29条関係)

資産の種別	名称	所在地	構造	延床面積 (㎡)
建物	校舎	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造陸・コンクリート屋根地下1階付4階建	8,229.61
	研究・福利棟	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき地下1階付3階建	3,141.93
	体育館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板ぶき2階建	1,285.41
	附属図書館	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根瓦重ねぶき2階建	2,878.00
	ポンプ室	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造コンクリート屋根平屋建	21.84
	ガスメーター室	那覇市与儀1丁目196番地	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	4.20